

## 後期第 7 問

X の罪責を検討せよ。

1. X は、抵当権の設定されているビルを転売目的で取得したが、本件ビルの競売開始決定の通知を受けたことから Y と競売手続の進行を妨害するため、本件ビルに人が住んでいるように見せかける工作をすることとし、自己の経営する会社の従業員 5 名に対し、交代で本件家屋に泊まりに来るように指示した。そして、約 1 か月の間に合計で 10 数回寝泊りさせていた。

本件ビルには、風呂、洗面所、トイレ、台所、ベッド等の日常生活に必要な最小限の設備はあった。

2. 他方で X、Y は本件ビル及びこれに持ち込んだ家財道具を焼損して火災保険金を詐取しようと企て、本件ビルの地下 2 階の塵芥処理場にほぼ全面積 9.05 m<sup>2</sup>の多量の紙屑等可燃性塵芥に、X がライターで点火し火を放った。しかし、本件ビルは鉄筋コンクリート造りの建築物であり、その後すぐに駆け付けた消防団により消化されたため、同処理場のコンクリート内壁のモルタルを剥離・脱落させ、天井表面の石綿を損傷・剥離させる等にとどまった。

3. なお、Y は X の当該行為の前に、当該従業員らを北海道旅行に連れていき、これに参加しない者にも、旅行期間中は泊まりに行かないよう指示していた。従業員らは、旅行後は、依然と同様に本件ビルに寝泊りすることになると認識していた。

最高裁平成 9 年 10 月 21 日第二小法廷決定参照

東京地裁昭和 59 年 6 月 22 日判決参照